申　請　書

令和　　年　月　日

（宛先）京都市公営企業管理者上下水道局長

本申請書の裏面に記載の注意事項を遵守しますので、下記の項目について申請します。

|  |
| --- |
| **申請者の住所**（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地） |
| **申請者の氏名**（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名）及び電話番号  **電話番号：** |

**※該当する項目にチェックを入れてください。**

**□　撮影許可（映像・写真）**　　　　※企画書等がある場合は併せて提出してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **目　的** | □記念写真撮影のため（婚礼の前撮りを含む。）  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| **撮影場所** |  | | |
| **日　時** |  | 合計人数 |  |

**□　資料・写真の借用**　　　　　　　※企画書等がある場合は併せて提出してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 目　的 |  | | | |
| 資料名 | （例）第一期蹴上発電所　内部(1) | データでの提供を希望　する・しない | | |
|  | データでの提供を希望　する・しない | | |
|  | データでの提供を希望　する・しない | | |
|  | データでの提供を希望　する・しない | | |
|  | データでの提供を希望　する・しない | | |
|  | データでの提供を希望　する・しない | | |
| 借用期間 | 年　月　日から　　年　月　日　まで | | 返還確認  ※上下水道局使用欄 |  |

**□　琵琶湖疏水記念館所蔵資料の閲覧・撮影**

※企画書等がある場合は併せて提出してください。記入欄が不足する場合は、別途、一覧をご提出ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 目　的 | □調査・研究のため  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 資料名 | （例）A1〔「京都府疏水事務所」看板〕（「京都市上下水道局・田邉家資料」） | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
|  | | |
| 希望日時 | 第１希望：  第２希望：  第３希望： | 人数 |  |

提出先：[s.koho@suido.city.kyoto.lg.jp](mailto:s.koho@suido.city.kyoto.lg.jp)（京都市上下水道局総務部総務課）

**（裏面の注意事項もご確認下さい）**

注意事項

【撮影について】

・　撮影時に、三脚や照明機材等、地面に置いて使用するような道具・機材はご使用いただけません。ただし、資料閲覧室で資料を撮影する際には三脚をご使用いただけます。

・　ドローン撮影は禁止しております。

・　大きな音響を使用しての撮影は禁止しております。

・　施設の維持管理等のため、やむを得ず工事等を実施する場合があります。

・　撮影時は通行の妨げにならないよう注意する等、観光客や近隣住民等にご迷惑のかからない撮影をお願いいたします。

※　近隣住民等から苦情が入った場合は、撮影者に直接ご対応いただきます。

・　施設に設置された柵を越えての撮影等は危険ですので禁止しております。

【資料・写真の借用について】

・　資料利用により得られた複製物等を、承認された目的又は方法以外に利用することはできません。

・　資料の利用に伴い資料を損傷したときは、修復及び再製等に要する経費を申請者にご負担いただきます。

・　資料の引用に当たっては、それが京都市上下水道局もしくは寄託者の所蔵物であることを適宜の方法により明示してください。

・　資料を出版等に利用した場合は、当該刊行物を添えて京都市上下水道局総務部総務課に提出してください。

・　資料の運搬等をされる際の取扱いについては、京都市上下水道局の指示に従ってください。

・　借用いただける資料・写真は、当局で所有又は寄託を受けている資料です。以下のサイト等で借用希望の資料・写真を確認のうえ申請してください。

琵琶湖疏水記念館　　　https://biwakososui-museum.city.kyoto.lg.jp/archives/

　　　日本遺産　琵琶湖疏水　https://biwakososui.city.kyoto.lg.jp/photogallery/

【その他】

・　撮影及び資料・写真の利用に伴い、損害及び知的財産紛争等が生じた場合、すべての責任は申請者に帰します。

・　申請者が本申請書に違反し、京都市上下水道局に損害を与えた場合、申請者は損害賠償の責を負うものとします。

京都市上下水道局総務部総務課

〒601-8116

京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3

E-mail : s.koho@suido.city.kyoto.lg.jp

TEL：075-672-7709